

沖縄総合事務局管内における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の状況について

平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法において、地域銀行は3カ月、信用金庫は6カ月毎に、条件変更等への対応状況について公衆への縦覧（開示）が求められています。

今回、当局管内に本店を有する金融機関（地域銀行3行）の昨年12月末までの貸付条件変更等への対応状況について、以下のとおり取りまとめました。

※今般公表するのは現時点での速報値であり、今後の精査によって変動しうるものです。

速報値

○施行日から平成22年12月末までの実績

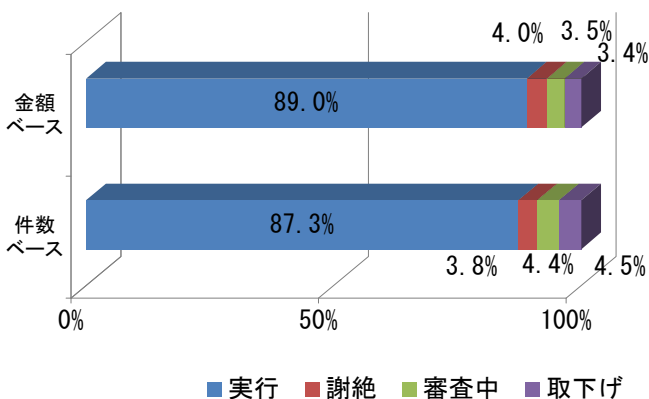
	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B) / [(B) + (C)]	実行率② (B) / (A)
債務者が中小企業者である場合	9,046 (259,827)	7,898 (231,328)	345 (10,522)	400 (9,223)	403 (8,744)	95.8%	87.3%
債務者が住宅資金借入者である場合	1,772 (25,267)	1,229 (17,686)	177 (2,425)	124 (1,786)	242 (3,365)	87.4%	69.4%

※1 上段は件数、下段（ ）内は金額（単位：百万円）。

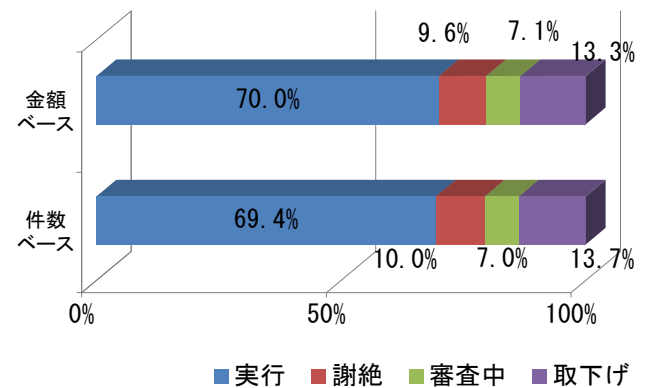
※2 金額については、端数処理を行っているため、申込みの金額と実行、謝絶、審査中、取下げの合計金額は一致しない。

※3 実行率①=実行件数 / (実行件数+謝絶件数)、実行率②=実行件数 / 申込件数

債務者が中小企業者である場合



債務者が住宅資金借入者である場合



問合せ先

沖縄総合事務局 財務部 金融監督課

TEL098-866-0095